

2025 年 4 月

商工会会員の皆さまのためのケガの共済

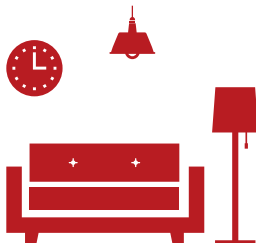
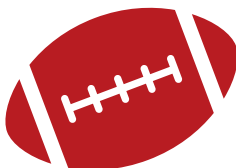
mi・ma・mo

生命傷害共済

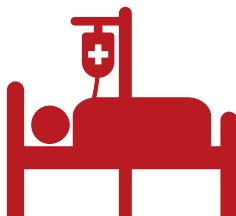


商工会会員の皆さまのためのケガの共済 **mi・ma・mo** は、

会員事業所さまが役員・従業員の「ケガ」に備えるための共済

1 仕事 中のケガ	2 出張 中のケガ	3 通勤途上 のケガ
		
4 交通事故 によるケガ	5 災害 ※2によるケガ	6 ご家庭 でのケガ
		
7 旅行 中のケガ	8 スポーツ 中のケガ	9 生存祝金 (商工充実コースのみ)
		



個人賠償責任補償 (交通事故傷害保険)  P.8~10	病気・ケガによる 死亡保障 
--	---

※1：準記名式契約特約（全員付保）、個人賠償責任補償（交通事故傷害保険）はそれぞれお支払い先が異なります。

1 ※2：災害とは、「建物の火災」、「風災・ひょう災・雪災」、「落雷」、「水災」のことをいいます。

mi・ma・mo の特徴

全コース
ケガの入通院を
1日目から保障

全コース
24時間365日
国内外問わず保障

共済金はすべて
共済契約者に
お支払い※1

コース名		商工ベーシック コース	商工充実 コース ^{☆1}	商工ハーフ コース	商工シニア コース
加入年齢		6～79歳	6～69歳	6～79歳	80～89歳
新規加入年齢		6～79歳	6～69歳	6～79歳	80～84歳
1	ケガによる 死亡・高度障害	1000万円	1100万円	500万円	200万円
2	病気による 死亡・高度障害	—	100万円	—	—
3	ケガによる 後遺障害 1～14級	1000～40万円	1000～40万円	500～20万円	200～8万円
4	ケガによる 手術 入院中の手術 ／日帰り手術	8万円/4万円	8万円/4万円	4万円/2万円	3万円/1.5万円
5	ケガによる 入院 ^{☆2} 1日目 から 365日限度	日額 8000円	日額 8000円	日額 4000円	日額 3000円
6	ケガによる 通院 1日目 から 90日限度	日額 3000円	日額 3000円	日額 1500円	—
月額掛金		1840円	2320円	920円	1920円
必要な方だけ 任意で加入		上の各コースの月額掛金に110円プラスするだけで 2億円限度の個人賠償責任補償 ^{☆3} に加入できます。			

☆1：70歳以降もご加入いただける保障延長プランがございます。保障内容・月額掛金はP.5にてご確認ください。

☆2：商工シニアコースの限度日数は120日です。

☆3：死亡保険金額100万円の交通事故傷害保険がセットされています。詳しくはP.8～10をご確認ください。個人賠償責任補償の被保険者の範囲は、P.9の1.ご加入前におけるご確認事項(3)被保険者の範囲にてご確認ください。

**mi・ma・moは、定型プランだけでなく、下記の保障を自由に組み合わせ
それぞれの事業所のニーズに合った保障内容によりご加入いただくことができます。**

mi・ma・moの保障（特約）の種類

	特約・共済金の名称	特約の内容	加入可能 年齢	セット 対象
ア	傷害特約 基本保障 ●傷害死亡共済金 ●傷害高度障害共済金 ●傷害後遺障害共済金	共済期間中の傷害（ケガ等）により、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または高度障害状態となった場合および後遺障害が生じた場合に共済金をお支払いします。	6～89歳	-
イ	生命特約 基本保障 ●生命死亡共済金 ●生命高度障害共済金	共済期間中の疾病または傷害（ケガ等）により、死亡または高度障害状態となった場合に共済金をお支払いします。	6～84歳	-
ウ	傷害入院特約 ●傷害入院共済金 ●傷害手術共済金	共済期間中の傷害（ケガ等）により入院した場合、入院した日数に対し、共済契約証書記載の日数を限度として、1日につき傷害入院共済金日額をお支払いします。また、共済期間中の傷害（ケガ等）により手術した場合、傷害入院共済金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（日帰り手術）の共済金をお支払いします。	6～89歳	傷害
エ	傷害通院特約（実日数タイプ） ●傷害通院共済金	共済期間中の傷害（ケガ等）により通院した場合、通院した日数に対し、共済契約証書記載の日数を限度として、1日につき傷害通院共済金日額をお支払いします。	6～79歳	傷害
オ	交通傷害・災害保障特約 ●交通傷害・災害死亡共済金 ●交通傷害・災害高度障害共済金 ●交通傷害・災害後遺障害共済金	共済期間中に「交通事故」「建物の火災」「風災・ひょう災・雪災」「落雷」「台風、暴風雨、豪雨等による洪水等の水災」による傷害（ケガ等）に対して、傷害特約により傷害死亡共済金、傷害高度障害共済金、傷害後遺障害共済金が支払われる場合に、これに追加して共済金をお支払いします。	6～89歳	傷害
カ	交通傷害・災害入院特約 ●交通傷害・災害入院共済金 ●交通傷害・災害手術共済金	共済期間中に「交通事故」「建物の火災」「風災・ひょう災・雪災」「落雷」「台風、暴風雨、豪雨等による洪水等の水災」による傷害（ケガ等）に対して、傷害入院特約により傷害入院共済金、傷害手術共済金が支払われる場合に、これに追加して共済金をお支払いします。	同 上	傷害
キ	交通傷害・災害通院特約（実日数タイプ） ●交通傷害・災害通院共済金	共済期間中に「交通事故」「建物の火災」「風災・ひょう災・雪災」「落雷」「台風、暴風雨、豪雨等による洪水等の水災」による傷害（ケガ等）に対して、傷害通院特約（実日数タイプ）により傷害通院共済金が支払われる場合に、これに追加して共済金をお支払いします。	6～79歳	傷害
ク	交通傷害のみ保障特約	共済期間中に被った傷害（ケガ等）に対して、傷害特約・傷害入院特約・傷害通院特約（実日数タイプ）等における共済金支払要件を交通傷害に限定して共済金をお支払いします。	対象となる 特約の 加入可能 年齢に同じ	傷害
ケ	天災危険保障特約	共済期間中に傷害特約・傷害入院特約・傷害通院特約（実日数タイプ）等における免責事由である「地震・噴火およびそれらによる津波」により生じた傷害（ケガ等）に対して、傷害特約・傷害入院特約・傷害通院特約（実日数タイプ）等において支払われる共済金をお支払いします。	同 上	傷害
コ	就業中の危険のみ保障特約	共済期間中に被った傷害（ケガ等）に対して、傷害特約・傷害入院特約・傷害通院特約（実日数タイプ）等における共済金支払要件を就業中に限定して共済金をお支払いします。	同 上	傷害
サ	準記名式契約特約（全員付保）	共済契約者と一定の関係にある者全員を被共済者とする、5名以上であること、契約時に被共済者が確定しており、かつ、被共済者名簿を備え付けていることのすべてを満たす場合、加入申込書の被共済者欄にある項目に該当する内容の記入を省略して加入することができます。 (注)本特約をセットした場合、共済金受取人は被共済者になります。	同 上	傷害
シ	祝金給付特約	共済期間中に所定の要件を満たした場合に、共済契約証書記載の「結婚祝金」、「出産祝金」、「生存祝金」をお支払いします。「結婚祝金+出産祝金+生存祝金」、「結婚祝金+出産祝金」または「生存祝金」から選択いただけます。 生存祝金がセットされた契約を途中で解約した場合、共済金等は支払われません。	6～69歳	傷害・ 生命
ス	先進医療一時金特約	共済期間中に先進医療による療養を受けた場合に、30万円を限度に先進医療の技術料を先進医療一時金としてお支払いします。なお、共済期間中に1回の支払を限度とします。	同 上	傷害・ 生命

(注) 特約ごとに共済金額・日額の限度額があり、特約間の組み合わせに制限がある場合があります。詳しくは所属の商工会または当組合までお問い合わせください。

mi・ma・moの自由設計（オーダーメイド）プランなら たとえば、事業所様のこんな保障ニーズにお応えできます。

A 多くの従業員が働く事業所様にピッタリ！



従業員が50名の製造業を営む事業所です。福利厚生を充実させたいけれども、全員に加入するとすると掛金負担が大きくなってしまう…。小さな掛金負担で福利厚生の充実はできないでしょうか？

mi・ma・moなら、保障の範囲を24時間365日ではなく「就業中のみ」に限定することで掛金負担を軽減し、従業員が業務に従事している間のケガには政府労災以上の保障を事業所として提供することができます。



セットする特約：☐就業中の危険のみ保障特約

保障
範囲

掛金
負担

通常の加入方法

24時間365日

通常掛金

就業中のみ保障

就業中※に限定

通常の加入方法より割安

※通勤途上を含む

B 従業員の入れ替わりが多い事業所様にピッタリ！



従業員が10名のサービス業をしている事業所です。比較的短いスパンで従業員が入れ替わるので、従業員を指定して共済に加入した場合、保障対象者の入れ替え手続きが大変だし、手続きを忘れていて、いざというとき保障がないなんてことになればと心配で加入を躊躇っているのですが…

mi・ma・moなら、保障対象者を指定する加入方法だけでなく、保障対象者を指定せずに人数のみを決めて加入することができるため、保障期間中に従業員の出入りが生じた場合の保障漏れを防ぐことができます。



セットする特約：☑準記名式契約特約（全員付保）

通常の加入方法

社員の入退者の都度
加入・脱退の手続き



脱退忘れ・加入漏れの不安

準記名特約を セットした場合

期中の入れ替え
手続き不要

（人数が増減する場合のみ要手続き）

本特約固有の注意事項：5%の割増掛金をお支払いいただきます。保障対象者（被共済者）が5名以上の場合の加入方法です。同一契約に病気による死亡保障（生命特約）をセットすることはできません。共済金受取人が補償対象者（被共済者）になります。保障対象者（被共済者）の総数に変更が生じた場合は都度追加・脱退する必要があります。

C 若い従業員が多い事業所様にピッタリ！



創業3年目で従業員の年齢層は20代を中心に5名。みんなに長く一緒に働いてもらいたいのので、定着率を高めるために福利厚生を充実させたい！

mi・ma・moなら、ケガの保障だけでなく、病気による死亡保障や若手従業員にとって魅力的な保障以外の給付制度を充実させることが可能なため、従業員のやる気向上と定着率のアップに繋げることができます。



セットする特約：☑生命特約・☑祝金給付特約「結婚祝金+出産祝金+生存祝金」

ケガの保障

+

病気による死亡

+

結婚祝金

出産祝金

生存祝金



上記は加入方法の一例です。加入方法についてのご相談は所属の商工会または当組合までお問い合わせください。

商工充実コースの保障延長プラン

		延長第1期	延長第2期	延長第3期 ^{☆1}
加入年齢		70～79歳	80～84歳	85～89歳
新規加入年齢		70～74歳	継続加入のみ	継続加入のみ
1	ケガによる 死亡・高度障害	1100 万円	300 万円	200 万円
2	病気による 死亡・高度障害	100 万円	100 万円	—
3	ケガによる 後遺障害 1～14級	1000 ～40万円	200 ～8万円	200 ～8万円
4	ケガによる 手術 入院中の手術／日帰り手術	8 万円/ 4 万円	3 万円/ 1.5 万円	3 万円/ 1.5 万円
5	ケガによる 入院 ^{☆2}  120日限度	日額 8000 円	日額 3000 円	日額 3000 円
6	ケガによる 通院  90日限度	日額 3000 円	—	—
月額掛金		5010 円	5080 円	1920 円
必要な方だけ 任意で加入		上の各コースの月額掛金に 110円 プラスするだけで 2億円 限度の 個人賠償責任補償 ^{☆3} に加入できます。		

☆1：病気による死亡・高度障害の保障は84歳までしかご加入いただけません。本コースはP.2の「商工シニアコース」と同一の保障内容です。

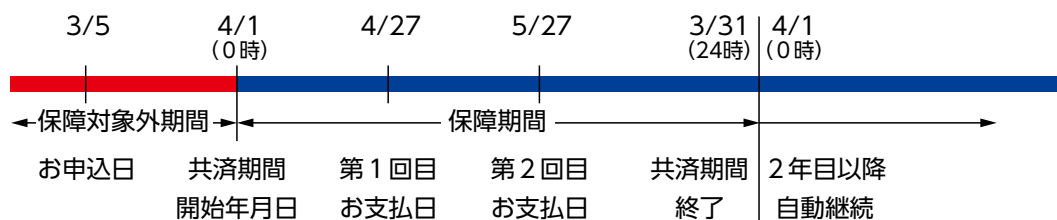
☆2：商工充実コース（延長第1期）の限度日数は365日です。

☆3：死亡保険金額100万円の交通事故傷害保険がセットされています。詳しくはP.8～10をご確認ください。個人賠償責任補償の被保険者の範囲は、P.9の1. ご加入前におけるご確認事項(3)被保険者の範囲にてご確認ください。

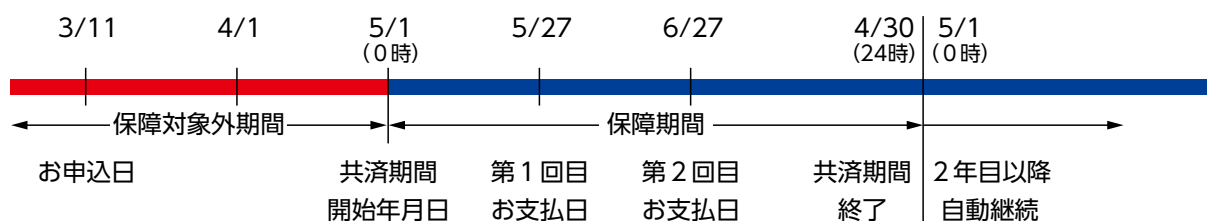
共済期間・共済掛金のお支払いについて

- 共済期間は共済期間開始年月日（毎月1日）の午前0時から1年間です。
ご契約ごとの共済期間開始年月日は、当組合が定めるお申し込みスケジュールに従い決まりますので、所属の商工会または当組合にご確認ください。
- 共済掛金は毎月27日（27日が金融機関の休業日の場合は翌営業日）にご指定の口座からの口座振替によりお支払いいただきます。（第1回目は共済期間開始年月日の属する月となります。）
なお、初めて当組合の共済にご加入いただく場合にお預かりする出資金は、第1回の共済掛金の口座振替の際、共済掛金と合算でお支払いいただきます。

■月初～おおむね10日までに申し込みの場合



■おおむね11日～月末までに申し込みの場合



共済契約の継続について

- ご契約は1年ごとの自動継続ですので、共済期間ごとのお手続きは不要です。（ご契約の継続加入を希望されない場合は、共済契約満了日の14日前までにお申し出ください。）
- この共済は、共済期間開始年月日時点の被共済者の年齢により、加入できる特約・共済金額・共済掛金が異なります。
- 共済金のお支払い状況（加入当初からを含む）等により、ご契約または特定の特約を継続いただけない場合や共済金額を減額いただく場合があります。
- この共済は、普通共済約款・特約・共済掛金率等の改定を実施することがあります。従いまして、このパンフレットに記載の加入年齢ごとのコースは、将来の保障内容や共済掛金を約するものではありません。

商工安全共済

傷害総合保障共済

の加入も
ご検討ください。相談料・通話料
無料の
健康支援
サービスつき

商工安全共済（傷害総合保障共済） 保障・月額掛金一覧表

タイプ名	Aタイプ		Bタイプ		Cタイプ		Dタイプ	
加入年齢	6～64歳	65～74歳	6～64歳	65～74歳	70～84歳	85～89歳	70～84歳	85～89歳
新規加入年齢	6～64歳	65～69歳	6～64歳	65～69歳	70～84歳	—	70～84歳	—
ケガによる 死 亡	1000万円	800万円	500万円	400万円	700万円	250万円	350万円	125万円
ケガによる 後遺障害	1000 ～10万円	800 ～8万円	500 ～5万円	400 ～4万円	700 ～7万円	250 ～2.5万円	350 ～3.5万円	125 ～1.25万円
ケガによる 手 術	手術の種類に応じて 20万円・10万円・5万円		手術の種類に応じて 10万円・5万円・2.5万円		手術の種類に応じて 20万円・10万円・5万円		手術の種類に応じて 10万円・5万円・2.5万円	
ケガによる 入 院 1日目から 180日限度	日額 8000円		日額 4000円		日額 5000円	日額 2000円	日額 2500円	日額 1000円
ケガによる 通 院 7日以上 通院したとき 90日限度	日額 3000円		日額 1500円		日額 1500円	—	日額 750円	—
ケガによる 介 護 後遺障害により 要介護状態に なったとき	50万円		25万円		50万円	20万円	25万円	10万円
病気による 死 亡	30万円	10万円	15万円	5万円	—		—	
病気による 入 院 30日以上 継続入院 したとき	10万円	3万円	5万円	1.5万円	—		—	
月額掛金	2000円		1000円		2000円		1000円	

商工安全共済の加入特典

商工安全共済にご加入いただきますと24時間365日利用可能な電話健康相談サービスなどを無料で利用できるメディカル総合サービス「ハロー健康クラブ24」が自動付帯されます。

①24時間電話健康相談サービス

健康相談 医療相談 育児相談 介護相談 メンタルヘルス相談 医療機関の情報提供

病気や体調についてはもちろん、育児や介護、メンタルヘルスなど、健康生活に関するさまざまな問題について、ご相談をお受けしています。医師、保健師、看護師等、経験豊かな相談スタッフが、24時間年中無休で対応します。

②専門医による電話相談(予約制)

事前予約により各分野の専門医に相談いただけます。

③メディカルナビゲーション

*傷害総合保障共済(全タイプ)ご加入者(被共済者)のみ対象となります。
医療カウンセリングのプロが悩みを直接お聞きし、医師や医療機関との提携ネットワークとデータベースを活用して、セカンドオピニオン手配サービス、「ドクターが薦める専門医」情報提供サービス、受診手配サービス等、状況に合わせた選択肢をご提案します。※ハロー健康クラブ24は提携会社であるティーバック株式会社様が提供します。
※利用条件や、地域・内容により、ご要望に沿えない場合がありますので、詳しくはご加入後ご利用の際「ハロー健康クラブ24」にお問い合わせください。● 24時間健康相談等の
メディカル総合サービス
「ハロー健康クラブ24」通話料
相談料
無 料ご加入特典として、
受けられます。(取扱団体) 兵庫県商工会連合会
神戸市中央区花隈町6-19
TEL: 078-371-1261(引受団体) 兵庫県共済協同組合
神戸市中央区下山手通6丁目3-28 4F
TEL: 078-361-8080(元受団体) 全日本火災共済協同組合連合会
東京都中央区日本橋浜町2-11-2
TEL: 03-3667-5111

オプション（選んで加入する補償）

個人賠償責任補償 賠償事故解決特約付「賠償責任補償特約」（交通事故傷害保険）

こんな場合に保険金をお支払いします。

〈賠償責任補償特約〉

日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物を壊して損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合の補償



ショッピング中にお店の商品を壊してしまった。



自転車で通行人にケガをさせてしまった。



飼犬が他人にかみついてケガをさせてしまった。



ゴルフ中に他のプレーヤーにボールをぶつけてケガをさせてしまった。

+

〈交通事故傷害保険〉

（死亡保険金および後遺障害保険金のための支払特約）

交通事故等により被保険者の方がケガをされ死亡した場合、または後遺障害を被った場合の補償



車にはねられてケガをした。



駅のホームの階段で転んでケガをした。

◆すでに存在していた身体の障害や病気（骨粗しょう症を含みます。）の影響によりケガの程度が重大となった場合は、その影響がなかった場合に相当する保険金（保険金額に割合を乗じて算出します。）をお支払いします。（ケガの原因が病気のみ起因する場合は保険金支払の対象とはなりません。）

賠償責任補償特約は、兵庫県が自転車賠償保険への加入を義務化した「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」（2015.10.1施行）に対応しています。

補償内容および保険料

補償内容	賠償責任補償特約	1 事故につき 2 億円 限度 国内事故の示談交渉サービス付	+	交通事故等による ケガ（傷害）	24時間365日 国内・国外とも
					交通事故等によるケガにより死亡した場合 100万円
					交通事故等によるケガにより後遺障害を被った場合 後遺障害の程度に応じて 4~100万円
保険料：月額 110 円 （団体割引 10%適用）					

※上記保険料は被保険者数が100名以上であったことにより団体割引10%を適用したものです。今年度の被保険者が100名に達しなかった場合は、翌年度、団体割引・保険料が変更となります。

被保険者の範囲

賠償責任補償特約	被保険者ご本人・配偶者・同居のご親族・別居の未婚のお子さま
交通事故等によるケガ（傷害）	被保険者ご本人

賠償責任補償特約の示談交渉サービスについて

賠償責任保険金（賠償事故解決特約付帯）の対象となる日本国内において生じた賠償責任について被保険者のお申し出があり、かつ被害者の同意が得られれば、共栄火災は原則として被保険者のために示談交渉をお引受けします。

この場合、共栄火災が選任した弁護士が相手の方との交渉にあたる場合があります。また、賠償事故で保険金が支払われる場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を共栄火災へ直接請求することもできます。

【ご注意】

次の場合には、共栄火災は相手の方との示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。なお、その場合でも、相手の方との示談交渉等の円満な解決に向けたご相談に応じます。

- ・1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が賠償責任保険金額を明らかに超える場合
- ・相手の方が共栄火災との交渉に同意されない場合
- ・相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が共栄火災への協力を拒んだ場合
- ・賠償責任事故について被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

「個人賠償責任補償（交通事故傷害保険）」は共栄火災海上保険株式会社を引受保険会社とする損害保険商品です。

詳しくはP.9、10または保険約款をご覧ください。ご不明な点がございましたらひようご共済代理所またはひようご共済にご確認ください。

賠償事故解決特約付「賠償責任補償特約」(交通事故傷害保険) 重要事項説明書

- ・ここでは、兵庫県共済協同組合（以下、「ひょうご共済」という。）の生命傷害共済にオプションでセットできる個人賠償責任補償（商品名：賠償事故解決特約付賠償責任補償特約「交通事故傷害保険」。引受保険会社：共栄火災海上保険株式会社（以下、「共栄火災」といいます。））に関する重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」等）についてご説明しています。ご加入前に必ずお読みいただき、お申込みください。
- ・ご加入者と被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項を被保険者の方に必ずご説明ください。

契約概要

→保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報

→ご加入に際してご加入者に不利益となる事項等、特にご注意ください事項

この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、共栄火災ホームページ (<https://yakkan.kyoeikasai.co.jp/>) に掲載の交通事故傷害保険約款をご確認ください。なお、ご不明な点については、ひょうご共済または共栄火災までお問い合わせください。

1. ご加入前におけるご確認事項

(1) 団体契約の仕組み

この保険はひょうご共済を保険契約者とし、ひょうご共済の組合員を被保険者とする団体契約です。ご負担される保険料については、ひょうご共済が取りまとめ一括して共栄火災に支払います。

(2) 商品の仕組み

契約概要

この保険は、交通事故傷害保険に死亡保険金および後遺障害保険金などの支払特約および賠償責任補償特約（賠償事故解決特約付帯）をセットした制度です。交通事故傷害保険は、被保険者が交通事故でケガをしたとき、または交通乗用具の火災によってケガをしたときに保険金をお支払いします。また、賠償責任補償特約（賠償事故解決特約付帯）は、日常生活に起因する偶然な事故や被保険者が居住する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然の事故により、他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりしたことで、被保険者が法律上の賠償責任を負った場合に被る損害に対して保険金をお支払いします。

(3) 被保険者の範囲

契約概要

被保険者(保険の補償を受けられる方)の範囲は下記のとおりです。なお、下記の続柄は、保険金支払の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

○交通事故等によるケガ(傷害)…ご本人（※1）

○賠償責任補償特約…ご本人（※1）・配偶者・その他のご親族（※2）（※1）加入者証記載の被保険者(ご加入者)の方をいいます。

（※2）ご本人またはその配偶者の「同居のご親族」および「別居の未婚のお子さま」をいいます。「ご親族」とは、ご本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「未婚」とは、これまでに婚姻歴のないことをいいます。

上記の方が責任無能力者である場合には、その方のおこした事故に限り、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代ってその方を監督する者（親族に限りません。）も被保険者に含まれます。

（注）「同居」とは、生活の基盤を同一とし、居住空間を共有していることをいいます。また、保険金支払の原因となった事故発生時において、実際に同居していることが基準となります。

（例）「同居」となる場合

- ・同一敷地内の別棟(台所など通常の生活用設備を備えている場合を除きます。)(に住んでいる場合
- ・同居」とならない場合
- ・単身赴任、海外赴任している場合

(4) 基本となる補償内容等

契約概要

注意喚起情報

①【交通事故傷害保険】保険金をお支払いする場合

保険金の種類	保険金をお支払いする場合
死亡保険金	交通事故等(※1)によりケガ(※2)をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合に、死亡・後遺障害保険金の全額をお支払いします。 (注)すでに支払った傷害後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金からすでに支払った金額を差し引いた額をお支払いします。
後遺障害保険金	交通事故等(※1)によりケガ(※2)をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、保険期間を通じ合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。

(※1) 交通事故等とは以下のものをいいます。

●運行中の乗物（自動車・自転車、電車、バス、航空機、船舶など）との衝突、接触などの事故●運行中の乗物(自動車・自転車、電車、バス、航空機、船舶など)の火災、爆発などの事故●運行中の乗物に乗っている間の急激かつ偶然な外来の事故（注）●乗客として駅などの乗降場構内の改札口に入ってから出るまでの乗降場における急激かつ偶然な外来の事故（注）●作業機械としてのみ使用されている工作用自動車との道路通行中の衝突、接触などの事故●作業機械としてのみ使用されている工作用自動車の火災、爆発などの事故●乗物の火災による事故

(※2) ケガには、有毒ガスまたは有害物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。

(注)「急激かつ偶然な外来の事故」とは…下記3項目を全て満たす場合をいいます。

○急激性＝突発的に発生し、事故からケガまでの間に時間的間隔がないこと

○偶然性＝事故発生が予測できない、意思に基づかないもの

○外来性＝身体の外からの作用によるもの

上記3項目に該当しない例については、「ご契約のしおり（約款冊子）」をご覧ください。

②【賠償責任補償特約】保険金をお支払いする場合

日本国内外において被保険者の方が次のいずれかの偶然な事故による他人の身体の障害または他人の財物の損壊について、法律上の賠償責任を負担することによって損害を被った場合に保険金をお支払いする特約です。

賠償責任保険金は1回の事故につき、賠償責任保険金額を限度として保険金をお支払いします。

i. 被保険者本人が居住する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然の事故

ii. 被保険者の日常生活に起因する偶然な事故

③【賠償事故解決特約】保険金をお支払いする場合

前記の賠償責任補償特約によって保険金をお支払いする場合(※1)、共栄火災の費用により、被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続き(※2)を行う特約です。

(※1) 被保険者に対する損害賠償責任に関する訴訟が、日本国外の裁判所に提起された事故を除きます。

(※2) 弁護士を選任を含みます。

(注) 被保険者と損害賠償請求権者の同意が必要です。

④【交通事故傷害保険】保険金をお支払いできない主な場合

i. 次の事由のいずれかによって生じたケガに対しては保険金をお支払いできません。

ア. ご加入者または被保険者の故意または重大な過失

イ. 被保険者以外の保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失（その方が死亡保険金の一部の受取人である場合は、他の方が受け取るべき金額については、お支払いの対象となります。）

ウ. 被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為

エ. 被保険者が無資格、酒気帯びまたは麻薬などの使用により正常な運転ができないおそれのある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故

オ. 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失（たとえば歩行中に疾病により意識を喪失し転倒をしたためにケガをした場合など）

カ. 被保険者の妊娠、出産、早産または流産

キ. 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

ク. 戦争、外国の武力行使または暴動など（「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」がセットされているため、テロ行為によるケガについては補償の対象となります。）

ケ. 被保険者が交通乗用具による競技、競争、興行（練習を含みます。）、訓練（以下「競技等」といいます。）をしている間または競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により交通乗用具を使用している間

コ. 被保険者が職務として交通乗用具の修理、点検、整備、清掃を行っている間のその作業によるケガ

ii. 頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見（※）のないものに対しては保険金をお支払いできません。

(※) 医学的他覚所見とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

⑤【賠償責任補償特約】保険金をお支払いできない主な場合

i. 次の事由のいずれかによって生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。

ア. ご加入者または被保険者の故意

イ. 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

ウ. 戦争、外国の武力行使または暴動など（「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」がセットされているため、テロ行為による損害については補償の対象となります。）

- ii. 次のいずれかの損害賠償責任を負担することによって生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。
- ア. 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任（被保険者がゴルフの競技または指導を職業としていない場合、職務としてのゴルフは補償対象になります。）
- イ. もっぱら被保険者の職務の用に供される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ウ. 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
- エ. 被保険者と第三者との間の損害賠償に関する特別な約定により加重された損害賠償責任
- オ. 被保険者が所有、使用または管理する財物の破損について、その財物について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任
- カ. 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
- キ. 航空機、船舶・車両（原動力がもっぱら人力であるものおよびゴルフ場におけるゴルフカートを除きます。）または銃器（空気銃を除きます。）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

（５）保険金額の設定

契約概要

各保険金額は引受けの限度額があります。保険金額の設定にあたっては、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえてご確認ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ（<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>）等をご確認ください。ご契約する保険金額はP.8の補償内容欄にてご確認ください。

（６）補償の重複に関するご注意

注意喚起情報

次表の特約等のご加入にあたっては、補償内容が同様のご契約（傷害保険以外の保険にセットされる特約や共栄火災以外の保険を含みます。）が他にある場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、特約等の対象となる事故について、どちらの保険からでも補償されますが、いずれか一方の保険からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約等の要否をご判断いただいたうえで、ご加入ください。（注）

（注）１保険のみに特約等をセットした場合、保険を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったときなどは、特約等の補償がなくなることがあります。ご注意ください。

〈補償が重複する可能性のある主な特約（補償）〉

今回ご加入いただく補償	補償の重複が生じる他の補償の例
賠償責任補償特約	傷害保険や火災保険などに付帯される個人賠償責任補償特約、日常生活賠償責任

（７）保険期間および補償の開始・終了時期

契約概要

注意喚起情報

- ・毎月所定の申込期日までにご加入いただきますと、その期日の翌月１日が補償開始となり、補償開始日の午前０時より保険責任が開始します。
- ・補償期間は補償開始日から最初に到来する３月１日午後４時までです。また、特段のお申し出をされない限り、毎年自動的に継続されます。なお、この保険の補償開始日と生命傷害共済の補償開始日は異なりますので、ご注意ください。

（８）保険料の決定の仕組み、払込方法等

契約概要

注意喚起情報

保険料は保険金額、保険期間等によって決定され、月払いで１回あたり１１０円です。保険料は生命傷害共済の共済掛金と合算して口座振替でのお支払いとなります。

（９）満期返れい金・契約者配当金

契約概要

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

２．ご加入時におけるご確認事項

（１）告知義務（加入依頼書の記載上の注意事項）

注意喚起情報

告知義務とは、ご加入時に告知事項について事実を正確に知らせる義務のことです。告知事項とは、危険に関する重要な事項として共栄火災が告知を求めるもので、この保険においては、被保険者の職業・職種および同種の危険を補償する他の保険契約等に関する情報の項目になります。この項目が事実と違っている場合、または事実を記載しなかった場合には、保険を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。告知事項の記載内容に誤りがないよう十分ご注意ください。

（２）クーリングオフ

注意喚起情報

お申込み後であってもお申込みの撤回または解除（クーリングオフ）を行うことができる制度がありますが、企業等をご契約者とする保険はクーリングオフの対象とはなりません。ご加入内容を十分にご確認ください。

（３）死亡保険金受取人

注意喚起情報

死亡保険金は被保険者の法定相続人にお支払いします。

３．ご加入後におけるご確認事項

（１）脱退時の返れい金

契約概要

注意喚起情報

団体契約から脱退する場合や生命傷害共済を解約する場合、保険は終了となります。ひょうご共済までご連絡ください。

■ご注意ください事項

- ・団体契約からの脱退に際しては、加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を返れい金として返還します。
- ・始期日から脱退日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。

４．その他ご留意いただきたい事項

（１）保険会社破綻時等の取扱い

注意喚起情報

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、共栄火災も加入しています。この保険契約は「損害保険契約者保護機構」の対象となり、引受保険会社が破綻した場合でも保険金、返れい金等は80%（破綻保険会社の支払停止から３か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。

（２）個人情報の取扱い

注意喚起情報

この保険契約に関する個人情報は、共栄火災がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、共栄火災および共栄火災のグループ会社が、この保険契約以外の商品・各種サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先企業の商品・各種サービスののご案内のために利用することがあります（商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。）。

ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。

- ・契約等の情報交換について

共栄火災は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

- ・再保険について

共栄火災は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求のために、再保険引受会社に提供することがあります。

詳しくは、共栄火災ホームページ（<https://www.kyoeikasai.co.jp/contents/privacy.html>）をご覧ください。

（３）重大事由による解除

次の事由に該当する場合には、保険を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①保険金を支払わせることを目的としてケガ等を生じさせ、または生じさせようとしたこと
- ②保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと
- ③暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること
- ⑤上記のほか、①～④と同程度に共栄火災の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと

（４）ご加入の継続について

保険金請求状況などによっては、保険期間終了後、継続してご加入できないことや、補償内容を変更させていただくことがあります。

（５）事故が起こった場合

事故が起こった場合は、すみやかにひょうご共済または共栄火災までご連絡ください。なお、保険金の請求を行う場合は、保険金請求書に加え、普通保険約款・特約に定める書類のほか、必要な書類等をご提出いただくことがあります。

万一事故が発生した場合

この共済で保障する事故が発生した場合は、直ちに取扱代理所または当組合にご連絡ください。ご連絡が遅れますと、共済金のお支払いが遅れたり、お支払いできないことがあります。また、共済金請求権には時効（3年）がありますのでご注意ください。

共済掛金は損金・必要経費になります

契約者が法人（または個人事業主）の場合、事業にかかる部分の共済掛金を損金（または必要経費）に算入することができます。

共済金額の設定にあたって

共済金額・日額は、被共済者の年齢・年収・職業^(※)などに照らして適正な金額でご契約ください。なお、次のいずれかに該当する場合、ご契約いただける死亡共済金額は他の共済契約等と通算して1,000万円が上限となります。

- ・被共済者が共済期間の初日において満15歳未満である場合
- ・ご契約者と被共済者が異なるご契約において被共済者の同意（署名・捺印）がない場合

また、各共済金額・日額には、ご契約限度額があります。詳しくは取扱代理所または当組合までお問い合わせください。

(※) 特定の職業または職種に該当する場合、ご契約いただける共済金額を制限することやご契約いただけないことがあります。

共済金をお支払いしない主な場合

傷害死亡共済金・傷害高度障害共済金・傷害後遺障害共済金 傷害入院共済金・傷害手術共済金・傷害通院共済金

- ・故意または重大な過失 ・闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ・刑の執行 ・戦争、外国の武力行使、暴動、核燃料物質等によるもの ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波^(※)
 - ・無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ・脳疾患、疾病または心神喪失 ・妊娠、出産、早産または流産 ・外科的手術その他の医療処置 ・頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング（フリークライミングを含む）、航空機操縦（職務として操縦する場合を除く）、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 など
- (※) 天災危険保障特約がセットされている場合はお支払いの対象となります。

生命死亡共済金・生命高度障害共済金

- ・故意または重大な過失 ・闘争行為または犯罪行為 ・初年度契約の責任開始日から共済期間満了の日までの自殺行為 ・刑の執行 ・戦争、外国の武力行使または暴動等 など

ご加入時の注意点

- 申込書は正確にご記入ください。特に被共済者の生年月日等「告知事項」に該当する項目にはご注意ください。記載内容が事実と異なる場合、ご契約を解除させていただくことや共済金をお支払いできないことがあります。
- 初めてご加入いただく場合は、200円以上のご出資をいただいたうえでご加入ください。（中小企業者以外の方は不要です。）

お問い合わせは

ご契約後の注意点

- ご契約内容に変更が生じたときは、取扱代理所または当組合までご連絡ください。
- ご契約後、当組合が定める特定の職業に就業したときは、遅滞なく取扱代理所または当組合までご通知ください。就業後に生じた身体障害に対する共済金はお支払いすることができませんので、ご契約を解除させていただきます。
- ご契約いただきますと、証書をお届けしますので、大切に保管してください。なお、ご契約後1か月を経過しても証書が届かない場合は、当組合までお問い合わせください。

クーリングオフについて

ご契約後、一定期間内にかぎり無条件でお申し込みの撤回をすることができる制度をクーリングオフ制度といいますが、この共済は共済期間が1年を超えないご契約であるため、クーリングオフをすることができません。お申し込みいただくにあたっては、この共済の保障内容等を十分にご確認のうえお申し込みください。

個人情報の取扱いについて

当組合は、共済契約に関する個人情報を共済契約の履行、当組合が取り扱う商品・サービスの案内・提供等を行うために取得・利用することや、提携先・業務委託先・再共済先等に提供を行うことがあります。

詳しくは当組合のホームページをご覧ください。当組合までお問い合わせください。

共済金の削減、共済掛金の追徴

異常災害もしくはその他の事由により損失金が生じ、それを繰越剰余金、諸積立金等により補てんすることができない場合、共済金の削減や共済掛金の追徴をすることがあります。

取扱代理所について

取扱代理所は、当組合との委託契約に基づき、共済契約の締結・共済掛金の領収・共済金領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理所とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受共済組合と直接契約されたものとなります。

このパンフレットについて

「mi・ma・mo」は「生命傷害共済」のペットネーム（愛称）です。このパンフレットは「生命傷害共済」の概要を説明したものです。詳しくは普通共済約款・特約・重要事項説明書等をご確認ください。また、ご不明な点がございましたら、取扱代理所または当組合までお問い合わせください。

ペットネームに込められた想い

この共済に加入することにより、ひょうご共済が、保障の対象者としてご加入者の双方を「見守（mi・ma・mo）り」安心をお届けしたいとの想いと、いざというときにこの共済を活用して「身を守る」との意味が込められています。

取扱団体



兵庫県商工会連合会

〒650-0013 神戸市中央区花隈町6-19
TEL：078-371-1261

引受共済組合



ひょうご共済

兵庫県共済協同組合

〒650-0011 神戸市中央区下山手通6丁目3-28 4F
TEL：078-361-8080

ひょうご共済

検索

KP.25.07.1,500